

第七五回

参第二二号

個人情報保護基本法（案）

目次

第一章 総則（第一条 - 第六条）

第二章 個人情報の取扱いの原則（第七条 - 第十七条）

第三章 個人情報に係る個人の請求権（第十八条・第十九条）

第四章 個人情報の取扱いの規制（第二十条 - 第二十二条）

第五章 個人情報処理監査委員会（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、個人に関する情報の取扱いの現状とその情報の過度の集中又は拡散に伴つて生ずる弊害とにかんがみ、国、地方公共団体及び事業者の個人に関する情報の保護に関する責務を明らかにするとともに、個人に関する情報の保護及びこれに関する施策の基本となる事項を定めることにより、個人の尊厳の維持を図り、並びに国民の自由及び権利を確保し、もつて民主政治の基盤の擁護に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いは、個人の尊厳が重んぜられ、国民の自由と権利が侵されないことを旨として行われなければならない。

2 前項の規定は、両議院の国政に関する調査権又は行政に関する情報についての国民の知る権利の行使を妨げるものと解釈されてはならない。

（国の責務）

第三条 国は、情報化社会の進展に即応して、個人情報の適切な保護を図るため、個人情報の過度の集中と拡散に伴つて生ずる弊害を防止し、その適正な取扱いを確保するための基本的、かつ、総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 国は、前項の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、言論、出版その他の表現の自由及び学問の自由が侵されないよう配慮しなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて、個人情報の過度の集中と拡散に伴つて生ずる弊害を防止し、その適正な取扱いを確保するための施策を講ずるとともに、当該地域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、個人情報を取り扱う場合には、その個人情報に係る個人の自由及び権利が侵されることを防止するための措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が実

施する施策に協力する責務を有する。

(法制上の措置)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行わなければならない。

第二章 個人情報の取扱いの原則

(目的の正当性)

第七条 個人情報処理者(個人情報を記録するために収集し、個人情報を記録し、又は記録された個人情報を加工し、貯蔵し、使用し、若しくは提供する業務を行う者をいう。以下同じ。)が個人情報を取り扱う場合においては、その目的は、正当なものでなければならない。

(個人の同意)

第八条 個人情報処理者は、個人情報を収集し、記録し、加工し、貯蔵し、使用し又は提供する場合においては、原則として、当該個人情報に係る個人の同意を得なければならない。

(取り扱う個人情報の範囲)

第九条 個人情報処理者が取り扱う個人情報の範囲は、その目的に応じ、必要最小限度のものでなければならない。

(正確性の確保)

第十条 個人情報処理者が取り扱う個人情報は、正確、かつ、客観的なものでなければならない。

(個人情報処理システムの公開)

第十一条 個人情報処理者の個人情報処理システムについては、その目的、個人情報の収集方法、個人情報の記録事項の範囲及び個人情報の提供先が公開されなければならない。

(収集方法の適正の確保)

第十二条 個人情報処理者が取り扱う個人情報は、適正な方法によつて収集されなければならない。

(記録の制限)

第十三条 個人情報処理者は、必要やむを得ない場合を除き、思想、信条、人種、特別な社会的差別の原因となる社会的身分、犯罪その他非行に関する事実、生活保護その他の社会福祉上の措置に関する事実、医療に関する事実、心身障害に関する事実、知能指数、性的嗜好その他個人の私生活の自由を侵すおそれのある事実を記録してはならない。

2 個人情報処理者は、必要やむを得ない場合を除き、個人情報が全国的規模で集中されることとなるような個人の分類方法を用いて、個人情報を記録してはならない。

(貯蔵の制限)

第十四条 個人情報処理者は、個人情報に関する記録をみだりに長期に貯蔵してはならない。

(使用及び提供の制限)

第十五条 個人情報処理者は、その記録した個人情報をみだりに他の目的のために使用し、又は提供してはならない。

2 国又は地方公共団体は、その記録した個人情報を他人の営利のために提供してはならない。

(窃用等の防止)

第十六条 個人情報処理者は、その記録した個人情報が窃用され、又はみだりに変更されないように特に配慮しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十七条 個人情報処理者及びその業務に従事する者は、業務上知り得た個人の秘密をみだりに漏らしてはならない。

第三章 個人情報に係る個人の請求権

(個人情報に関する請求権の保障)

第十八条 国は、個人情報処理者によつて記録された個人情報に係る個人に対し、当該記録の内容の開示を求める権利、誤つて記録された個人情報について訂正を求める権利及び記録された個人情報の処理の経過につき報告を求める権利が適正に保障されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第十九条 個人情報の取扱いにより当該個人情報に係る個人に生じた損害については、当該個人は、別に法律で定めるところにより、賠償を求めることができる。

第四章 個人情報の取扱いの規制

(電子計算機を利用する個人情報の取扱いの規制)

第二十条 国は、電子計算機を利用して個人情報を取り扱う場合の規制について必要な措置を講ずるものとする。

(相当量の個人情報の取扱いの規制)

第二十一条 国は、前条に定めるもののほか、相当量の個人情報を取り扱う場合の規制について必要な措置を講ずるものとする。

(信用調査業者等の規制)

第二十二条 国は、信用調査業者その他の個人情報の取扱いを営業とする者が個人情報を取り扱う場合の規制について必要な措置を講ずるものとする。

第五章 個人情報処理監査委員会

第二十三条 個人情報の取扱いの規制に関する施策を適切に実施するため、別に法律で定めるところにより、個人情報処理監査委員会を置くものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

個人に関する情報の取扱いの現状とその情報の過度の集中又は拡散に伴つて生ずる弊害とにかんがみ、国、地方公共団体及び事業者の個人に関する情報の保護に関する責務を明らかにするとともに、個人に関する情報の保護及びこれに関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。